

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会〔第14回〕

令和3年3月18日(木) 午後7時00分

松川町役場 2階 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

- ・委員長
- ・町長
- ・JR東海
- ・長野県

3. 会議事項

- ・中央新幹線建設工事に伴う発生土運搬について
 - (1) 町からJR東海へ提出の要望書〔P 4～6 参照〕

 - (2) JR東海による実施計画〔別冊資料〕

 - (3) 今後の予定〔P 7～8 参照〕

4. その他

5. 閉 会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

区分	氏名	所属役職等	備考
(1)	大蔵 秋利	古町区会	
(1)	高坂 義宏	上新井区会	
(1)	西條 和男	名子区会	
(1)	饗庭 光雄	大島区会	
(1)	大澤 今男	上片桐区会	
(1)	清水 正育	福与区会	副委員長
(1)	唐澤 功	部奈区会	
(1)	下澤 洋貞	生東区会	
(2)	米山 俊孝	松川町議会 推薦	
(2)	川瀬八十治	松川町議会 推薦	
(2)	黒澤 哲郎	松川町議会 推薦	委員長
(3)	橋爪 和也	自然環境関係識見者	松川町環境審議会委員
(3)	寺沢 秀文	不動産関係識見者	
(4)	松下 敏章	松川町農業委員会 会長	
(4)	熊岡 正志	JA みなみ信州松川支所 経営委員長	
(4)	小澤 文人	松川町商工会 会長	
(4)	中島 芳夫	松川町商工会 建設業部会長	
(4)	宮下 彰	南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長	
(4)	北林 誠	松川町交通安全協会 会長	
(4)	井上美智恵	松川町交通安全協会 女性部長	
(4)	小林 幸彦	松川町交番 所長	
(4)	松浦 善文	松川町教育委員会	
(5)	松下 正博	公募委員	
(5)	田中真喜子	公募委員	

(1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等
(5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、JR東海等に対し説明者の出席を求めることを予定している。

(主催者側) 出席者名簿

※敬称略

○JR東海

中央新幹線建設部 名古屋建設部

担当部長 古谷 佳久

中央新幹線 長野工事事務所

所 長 平永 稔

副 長 村中 宏豪

主 席 齋藤 寛泰

主 席 工藤 優翔

大鹿分室長 太田垣 宏司

大鹿分室係長 三品 雄亮

○長野県

飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

調整課長 折井 克壽

課長補佐 斉藤 健郎

担当係長 平 哲聡

○松川町

町 長 宮下 智博

副町長 久保 友二

・事務局

建設課長 小沢 雅和

リニア対策室長 佐々木 保

リニア対策室主事 村松 蓮

・オブザーバー 全課長・局長

3. 会議事項

- ・中央新幹線建設工事に伴う発生土運搬について

(1) 町からJR東海へ提出の要望書

『発生土運搬に関する要望書』提出までの経過

●地元住民への説明

年 月 日	内 容
令和2年 6月下旬	J R 東海より松川町内を通過する発生土運搬計画が示される
8/6, 9/1	沿線5地区代表者との打合せ
令和3年 10月 ～1月	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線5地区（古町・上新井・名子・大島・上片桐地区） ・沿線事業所 ・小中学校PTA代表、保育園保護者会代表 ・商店経営者 への説明 [計11回]

●各種団体からの要望の状況

年 月 日	内 容
令和3年 1月7日	「松川町商工会」から町に要望書
1月27日	「町内小中学校の保護者会長並びに学校長」から町に要望書
2月15日	「松川町の町政を考える町民会議」から町に要望書
2月24日	「松川町女性有志の話し合いの会」からJR東海に要望書
3月1日	「新井北部自治会」から町に要望書

●町からJR東海への要望の検討

年 月 日	内 容
令和3年 1月15日	松川町議会リニア対策特別委員会
2月4日	松川町議会リニア対策特別委員会
2月10日	松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会（第13回）

◎町からJR東海へ要望書の提出

年 月 日	内 容
令和3年 3月11日	町長から古谷担当部長へ『発生土運搬に関する要望書』を手渡す

要 望 書

リニア中央新幹線の開業は、経済の活性化、交流人口の拡大など、当地域の発展に大きく寄与することが期待されています。しかしながら、現在計画されている大鹿村からのトンネル工事に伴う発生土運搬に関し、これまでの貴社からの説明に対し、当町の住民並びに各団体等から、通行の安全等に関する不安や住民生活、地域経済への悪影響を懸念する声が強く寄せられていることはご承知のとおりと存じます。

つきましては、住民の安心安全と平穏な生活等を守るため、発生土の運搬ルートについて、次のとおり要望いたします。

記

- 1 県道松川インター大鹿線の新井交差点から東浦交差点までの間は、当町の中心市街地を通過する道路であり、住民生活や地域経済へ及ぼす影響が多いため、当該区間の通行台数の低減を図ること。
- 2 説明会で示された運搬ルートのうち、片桐松川沿いの町道は国土強靱化対策として常に確保すべき路線であることから、ダンプの通行はもとより住民が安心して通行できる道路として整備を行った後に運搬を開始すること。

- 3 上記1, 2を踏まえた具体的な運搬計画を早急に示し、地域住民及び関係機関の同意を得ること。

- 4 運搬に使用する道路の安全対策や修繕等について、事前に町及び関係機関と協議すること。

令和3年3月11日

松川町長 宮下 智博

(3) 今後の予定

● 2回目の住民説明会

日 時	会 場	対 象
3月25日(木) 19時00分～	町民体育館 トレーニングルーム	小中学校PTA代表(新旧役員)、 保育園保護者会代表(新旧役員)
3月29日(月) 19時00分～	商工会館 大会議室	商店経営者
4月5日(月) 20時00分頃～	町民体育館 トレーニングルーム	新区長・自治会長 [※「区長・自治会長会」終了後]
4月7日(水)※ 19時00分～	町民体育館 トレーニングルーム	古町・大島・上片桐地区住民 (※この地区内にお住まいの方)
4月8日(木) 19時00分～	中央公民館 えみりあホール	沿線事業所代表
4月14日(水)※ 19時00分～	町民体育館 トレーニングルーム	上新井・名子・生田地区住民 (※この地区内にお住まいの方)
4月21日(水) 19時00分～	町民体育館 トレーニングルーム	《予備日》

*一般住民を対象とした開催は2回。

原則、居住地区の対象回へ出席。都合が合わない場合は別回も可。

新型コロナウイルス感染防止のため参加は事前申込制とし、各回の定員を100名までとする。

○通知・周知方法

説明対象者が固定されている回については個別に通知。

一般住民へは、3月18日発送の自治会長宛て文書において全戸へ組合回覧。また、自治会未加入者にあつては、3月23日発送の自治会未加入者宛て文書において周知を行う。

●住民説明会終了後

- ・松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会[第15回]を4月下旬に開催予定
 - 2回目の住民説明会の結果報告
 - JRより道路改良等事前対策について説明 などを予定

リニア中央新幹線建設工事に伴う 発生土運搬に係る住民説明会開催のお知らせ

昨年10月から1月にかけて行いました第1回目の説明会において、ご出席の皆様よりいただいたご意見・ご要望、また、その後も多くの要望書をいただく中で、JR東海において具体的な運行計画や安全対策等を検討してまいりました。

その結果についてJR東海より説明させていただく第2回目の説明会を下記のとおり開催します。

日にち	開始時間（受付開始時間）	会場	対象	申込締切日
4月7日（水）	19時00分（18時30分）	松川町町民体育館 トレーニングルーム	古町・大島・上片桐地区の方 （※区・自治会役員及びこの地区にお住まいの方）	4月2日（金） 午後5時15分
4月14日（水）	19時00分（18時30分）	松川町町民体育館 トレーニングルーム	上新井・名子・生田地区の方 （※区・自治会役員及びこの地区にお住まいの方）	4月9日（金） 午後5時15分

※注意事項

- （1）開催は2回となります。ご自身が居住されている回へご出席ください。なお、ご都合が合わない方はこれによらずご出席ください。
- （2）新型コロナウイルス感染防止のため、参加については事前申込制とさせていただきます。参加をご希望の方は、あらかじめ役場リニア対策室まで、お名前、居住地区をお知らせください。会場の都合により、各回の定員を100名までとさせていただきます。

お問い合わせ先

松川町役場 建設課 リニア対策室
※令和3年4月より、リニア対策課になります
電話：（0265）36-7028
FAX：（0265）36-5091
E-mail：kensetsu@towm.matsukawa.lg.jp

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

平成27年12月8日
告示第112号

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会(以下、委員会という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
- (2) 町議会議員
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政関係機関及び関係団体代表
- (5) 公募委員
- (6) その他町長が必要と認めた者

2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。

3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。

3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長は建設課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場建設課内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年要綱第27号)

この要綱は、公布の日から施行する。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

A series of 25 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.